

土地の地目変更及び用途変更の際のお願い

固定資産税の対象となる土地は、毎年1月1日現在の状況を評価して課税しております。

土地の地目変更や用途変更をして、登記の変更を行っていない場合、課税誤りの原因となります。

土地の地目変更や用途変更をした場合（住宅地から住宅地以外の用途または住宅地以外の工場・倉庫等から住宅地）には、長野地方支局佐久支局での登記の変更と、役場税務係に申告していただきますようお願いいたします。

（参考）

土地の地目を変更する場合は、不動産登記法により「その変更があった時から1ヶ月以内に地目の変更登記を行わなければならない」と定められています。

長野地方支局佐久支局（電話0267-67-2272）で変更登記手続きを行ってください。

平成28年度

「地域発 元気づくり支援金」制度の説明会を開催します。

地域づくりを実践する団体の皆様が、円滑にこの支援金をご活用いただけるよう説明会を開催いたしますので、地域づくり事業を検討されている団体の皆様は是非ご参加ください。

- 日 時 12月16日(水) 午前10時～12時
- 場 所 佐久合同庁舎 5階講堂
- お問合せ先 佐久地方事務所 地域政策課企画振興係 0267-63-3132
立科町役場 総合政策課 0267-56-2311



国保加入者の皆様へ

環境保健係

特定健診はお済ですか？

健診期間は、平成28年3月12日までです！



コケホ3兄弟

特定健診は40歳以上の方を対象とし、生活習慣病の早期発見・早期治療を目的としています。
検査結果に応じて、医師、保健師、栄養士などが生活習慣の改善に向け、あなたをサポートします。
今年度、申込みしたのに都合が付かず受診出来なかった方でも、まだ受診できますので、特定健診を受けて、家族みんなで生活習慣病を防ぎましょう。

受診方法

- 町よりお送りした受診券（問診票）が、お手元にある場合は医療機関へ直接お申込みください。
- 問診票がない場合は下記より受診する健診を選び、役場環境保健係にお電話ください。

◆町内個別健診 【会 場】 岩下医院・柳澤医院
【持ち物】 保険証・受診券（問診票）・料金1,500円

◆町外個別健診 【会 場】 県内契約医療機関
（環境保健係までお問合せいただくか、町ホームページでご確認ください。）
【持ち物】 保険証・受診券・料金1,500円